

(仮称) 久留米市障害者差別禁止条例 草案

	名古屋条例	久留米市条例 草案	補足
定義	2.1 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	●.1 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
	(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	(●) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	
	(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。	(●) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。	
	(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。	(●) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。	
	(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。	(●) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。	
不当な差別的取扱いの禁止	8.1 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。	●.1 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。	名古屋条例第8条第1項を分割し、1項に「不当な差別的取扱いの禁止」を追加
		.2 市及び事業者は、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。	第2項各号で分野別に規定
	(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い	(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い	
	ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	ア 提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	文言の繰り返しになるため「福祉サービスの」を省略
	イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。	イ サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。	文言の繰り返しになるため「福祉」を省略
	(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い	(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い	
	ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	ア 提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	文言の繰り返しになるため「医療の」を省略
	イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。	イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。	
	(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い	(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い	
	ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。	ア 障害者本人の状況に応じ、かつ、障害の特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。	「の年齢及び能力」を「本人の状況」に、「その特性」を「障害の特性」に変更
	イ 本人又は保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又必要な説明をせず学校を決める	イ 本人又は保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又必要な説明をせず学校を決める	
	(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い	(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い	
	ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	
	イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。	イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。	
	(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	「商品の販売若しくはサービスの提供を」2回目を繰り返しになるため省略
	(6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	(6) 不動産の取引を行う場合において、売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	
	(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	
(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。		
(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い	(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い		
ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。		
イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。		
	(10) 災害発生時における避難所においては、避難所の利用を拒否し、若しくは制限し、又は条件を付け、その他障害者でないものと異なる不利益な取扱いをすること。	新規	
(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。	(11) 前各号に掲げるもののほか、あらゆる分野において、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。		
合理的配慮の提供	9.1 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。	●.1 市又は事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、前条に規定するあらゆる分野における合理的配慮について、次の各号のとおり実施しなければならない。	第1項で「あらゆる分野」について実施することを規定し、以下各号で市と事業者ごとに合理的配慮を規定。「過重な負担にならない範囲で」削除※合理的配慮の定義で既に規定しているため。
	.2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。	(1) 市は、合理的配慮をしなければならない。	
	10.1 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。	(2) 事業者は、合理的配慮をするよう努めなければならない。ただし、障害者差別解消法において事業者の合理的配慮の義務化が規定され施行された場合は、合理的配慮をしなければならない。	
.2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。	(3) 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、合理的配慮をしなければならない。		